



THE JTSU-E JOURNAL



所在地: 〒135-0044 | 電話: 03-6458-5603 | H P: http://jtsu-e.com | 発行人: 佐々木 宏 充 2024年 10月23日 第56号 | 月1回発行/1部20円 (組合員の購読料は組合費に含む)
東京都江東区越中島 3-5-10 | FAX: 03-6458-5605 | メール: union@jtsu-e.com | 編集人: 奥 富 亨

選出事務(管理者)による不正発覚

労働者代表者選挙は公正・公平であるべきだ!

経営陣・管理者による特定候補者の推挙・社友会への会社経費の流用も判明

不正行為発覚

10月22日 池袋統括センター(旧池袋運輸区) 組合掲示板に貼り出された分会の掲示物

「選挙期間中に社友会開催の懇親会で会社の経費負担! 経営者、選挙事務を担う方も参加し、その中から立候補者から出馬決定が行われた」

2024年10月10日 池袋統括センター 社友会による労働者代表立候補者激励会? が開催された場所は池袋駅西口高級居酒屋で約80名が参加 5000円のコースで個人負担は3000円。約20万円近くが会社経費で落とされている。この約20万円という額は、私達が現場で苦勞し汗水流して働き収益確保の為に努力したものである!

この激励会には 首都圏本部長(経営者)統括センター長(駅長)エネオズ(区長)、社友会代表も参加していた。社友会は親睦団体であり経営側が関与し、社友会会員立候補者を応援する事は法律上認められていない。また選挙事務を行う者は公正で公平な選挙事務の取り扱いをしなければならぬであり、経営側が加担し、一方のみを支援、応援する事は明らかに不正行為である。社友会会員の立候補者のみが経営者や選挙事務を担う者と飲食し、立候補挨拶も行ったことは労働者代表選出にあたり、利益誘導したことに他ならない。

なぜ一方のみが優遇され、差入れ行為が利益誘導の疑念に繋がるのか? 投票依頼は一切してならず、同じ職場の仲間にも激励に行、たぐである。激励行為が何故4回も事情聴取を受けなければならぬのか! 本来事情聴取を受けるのは社友会の懇親会を開催した側ではないのか!

公平・公正な手続きをしていないのは会社側であり、金銭的支援を行い、優越的な立場から圧力を与え、相手候補者のみを支援することは中立性無くコンプライアンス上からも大きな問題である!

公正・公平な選挙とはどういうものなのか? 社員の皆さんの事、職場の事を公平に伝える「代表者」を選んでいきましょう!!

10月22日、池袋運輸区分会の奮闘により、池袋統括センター社友会の懇親会において、経営幹部や管理監督者が参加するなか、社友会会員立候補者があいつを、参加者が推挙した事実と会社経費を流用した利益誘導の事実が判明しました。なお、この前日10月21日には、首都圏本部企画総務部勤労ユニット名で发出された掲示物「過半数代表者選出手続きの再実施について」のなかで、管理者1名が選出期間中に参加した懇親会で、特定の候補者を推挙するような発言が認められたことが明らかにされてきました。

【労働基準法施行規則第6条の2】

- 一 労働基準法第42条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。
- 二 労働基準法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

労働者の安全と健康を守るため、真つ当な労働者代表の選出が必須

10月に入り、JR東日本では多くの職場で統括センター化が行われたことと合わせ、各職場で労働者代表者(過半数代表者)選挙が開催されました。本来、職場に過半数労働組合が存在していれば、この選挙は行われません。しかし、新たなジョブローテーション施策や現業機関の統括センター化等により、過半数労働組合が存在しないために行われています。

労働者代表者は、各本部又は各支社との36協定の締結権者となりますが、その使命は「労働者の安全と健康を守ること」に他なりません。そのため、労働基準法施行規則第6条の2が定められていることから明らかに、使用者(会社)の意を汲んで安易に36協定を締結することが使命ではありません。

現在、会社が社友会のSNS等で、管理・監督者にあたる人物が、特定の労働者代表者立候補者を推挙する事例も報告されています。当然ながら、そういった行為は法令に抵触し得る行為であり、安易に加担すれば同罪となります。私たちが輸送サービス労組は、そういった不正を糾し、経営のチェック機能果たしていくことが重要です。

すべての職場で、真つ当な労働者代表者を選出するために、その選出に至るまでの一つひとつの過程も確認していきましょう。

発信者

10月1日、自民党新総裁に石破茂氏が任命された。石破総理大臣は所信表明演説の中で「賃上げと人手不足緩和の好循環に向けて、一人ひとりの生産性を上げ、付加価値を上げ、所得を上げ、物価上昇を止めること」を述べた。▼厚生労働省が10月8日に公表した8月の毎月勤労統計(速報)によると、実質賃金は前年比0.6%減と3カ月ぶりにマイナスに転じた。賃上げは続いているが、夏季手当の前年比が7月より縮小したうえ、食品値上げで物価上昇ペースが加速したことが響いている。そのため物価高に負けない賃金引き上げ・期末手当が必要となる。▼会社は夏季手当を新賃金と同時に議論することによって2・7カ月という低額に抑えた。さらに2023年度期末決算で好業績を生み出したにもかかわらず社員へ還元しようとしていない。この間様々な施策によって社員一人当たりの業務量が増加しているが、その努力に応えようとしても、成績率で社員間の競争を煽る会社を許すことはできない。年末手当はすべての仲間とともに満額回答を勝ち取るう!そして2025年度賃金のベースアップ実現につなげていこう!(M・N)